

資料2

令和5年度 事務事業評価書(10月26日 外部評価分)

令和5年10月26日

	資料名	頁
①	若年性認知症施策推進事業	高齢者地域包括ケア推進課 1
②	洋上風力発電導入・産業集積促進事業 (洋上風力発電理解醸成事業)	総合政策課 エネルギー政策室 3
③	福岡県スポーツコミュニケーション事業	スポーツ企画課 5
④	食品の安全・安心確保対策推進事業 (HACCP定着促進事業)	生活衛生課 7
⑤	乳児院等多機能化推進事業	こども福祉課 9
⑥	特定妊婦等母子支援事業	
⑦	県立学校特別支援教育推進事業	特別支援教育課 13
⑧	教員の働き方改革事業	教職員課 施設課 15
⑨	SNSを活用した相談体制整備事業	義務教育課 17
⑩	「非行少年を生まない社会づくり」推進事業	少年課 19

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	若年性認知症施策推進事業			部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援	
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進	

1 事業のねらい・目的

働き盛りの現役世代で発症する若年性認知症については、国の実態調査によると全国で約3万6千人（本県1,500人）の患者があると推計されている。若年性認知症の人は、病気の進行による仕事の継続、住宅ローンの支払い、子どもの教育などの問題を抱えており、認知症の高齢者とは異なる支援が必要である。

若年性認知症の人や家族からは、①相談できる場所がない・分からない、②悩みを話せる場所がない、③利用できる制度が分からず、といった声があり対策が求められている。

このため、若年性認知症の人やその家族への相談支援体制を拡充するとともに、就労継続に向けた企業への啓発を行う。

2 事業概要

①相談支援体制の充実

- ・若年性認知症相談窓口の相談対応【毎週月曜日～金曜日の10時～16時】
- ・オンライン相談の実施・・・ZOOM等を活用した遠隔相談

②市町村、地域包括支援センター職員研修の実施

病気の特徴、気付きのポイントなど、早期に対象者を支援に繋ぐための研修を開催

③本人交流会の開催【4地区で各1回実施】

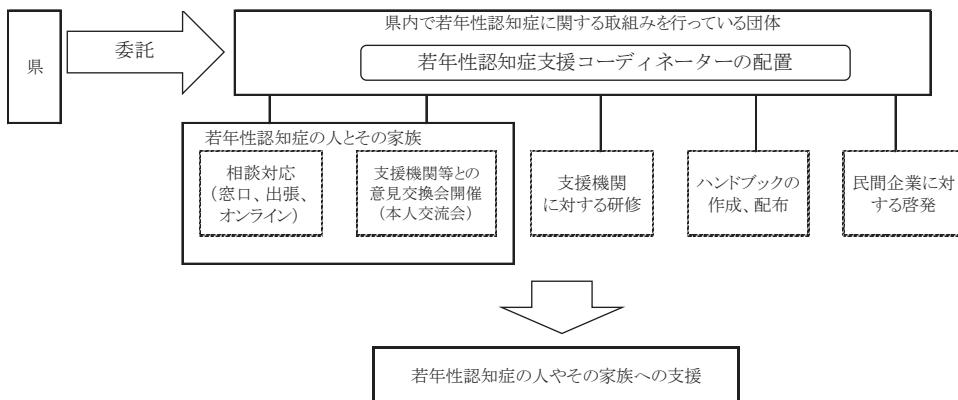
認知症当事者同士、支援者同士の交流を図るための交流会を開催

④若年性認知症ハンドブックを改訂し、地域包括支援センター等に配布

⑤民間企業に対する相談窓口の周知

- ・①～⑤の取組みを進めるため、若年性認知症支援コーディネーターを福岡県若年性認知症サポートセンターに3名配置

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
	目標	-	200	200	200	200
若年性認知症に係る相談件数	相談件数実績 (新規実人数)	147 (137)	135 (131)	157 (136)		

【成果指標の設定根拠】

認知症の人やその家族を適切な支援に繋ぐことが重要であるため、支援に繋げるための入り口である相談件数を指標としたもの。

【目標値の設定根拠】

県内には約1,500人の若年性認知症の方がいると推計されることから、R3年度からR5年度に600の方の相談に対応し、R2年度実績と合わせ、若年性認知症の方の半数以上の相談に対応することを目標としている。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・目標の相談件数が200件に対し、R4年度中の相談件数実績値は157件であった。
- ・認知症の方やその家族が初めて相談する場合、心の準備ができているとは限らないことから電子メールやSNSでの相談を受け付け、相談者が心の準備ができたタイミングで相談できるような体制をとり、相談することへの精神的な負担の軽減を図ることができた。
- ・支援が必要な相談者やその家族と定期的に連絡を取り合い、面談を行う等の支援を継続し、いつでも気軽に相談できる関係づくりを構築している。また、当事者が施設に入所した場合も、その後も家族と連絡を取り合い、現状や今の生活で困ったことがないかといった聞き取りをするなど継続した支援を実施することで、当事者及び家族が抱える不安の解消に寄与している。
- ・相談件数を増やすことで、支援団体へのつなぎや、本人交流会への参加を促すことが可能となり、当事者及び支援者同士の交流、社会参加のきっかけとなった。
- ・認知症当事者による本人交流会を主催（年4回）。同じ境遇にいる当事者とその家族同士で交流を図ることで、今後の交流のきっかけとなる場を提供するとともに、情報交換を行うことで当事者とその家族の不安の軽減につながった。
- ・相談窓口の業務だけではなく、伴走支援を希望する市町村に若年性認知症支援コーディネーターが向いて勉強会等を行うなど、能動的な活動を実施。令和5年度は8つの市町で伴走支援を行い、市町における認知症施策の検討、認知症カフェの開設の支援等を実施することで市町村が実施する認知症施策に寄与している。
- ・市町村や認知症関係団体が主催するフォーラム、シンポジウム等で若年性認知症支援コーディネーターが講演、講座を行い、県民の方への普及啓発活動を実施。若年性認知症の方が抱える課題等を県民に発信していくことで認知症に対する理解の促進を図ることができた。
- ・相談において、相談者の就労継続支援を実施。若年性認知症支援コーディネーターが当事者の就労先に訪問し、当事者が働き続けるための調整を行うことで就労先が認知症の症状を理解した上で、仕事を継続することができた。

(要因)

- ・令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、診断を行う医療機関に対してはコーディネーターの訪問による対面での周知活動が困難な状況であったこと等から、目標の件数には達しなかったものの、各市町村や地域包括支援センターに毎月広報誌を配布する等周知活動を実施してきたことにより、相談件数が増加するなど、一定の事業効果を上げることができた。
- ・新型コロナウイルス感染症が感染症5類相当となったことに伴い、今後は対面での周知活動を再開し、診断後の当事者への周知につなげる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・市町村における若年性認知症当事者への支援の促進のため、市町村、地域包括支援センター職員への伴走支援を実施した。
- ・令和3年度にコーディネーターの人数を増やした（1名→3名）ことにより、相談対応だけではなく市町村や地域包括支援センターの職員への研修会の開催等の伴走支援が可能となり、地域包括支援センターとの連携が進み、事業が円滑に進むこととなつた。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	15,816	16,119		時間	300	300	
（うち一般財源）	7,870	8,173		人件費（千円）	1,212	1,212	

5 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・認知症当事者やその家族への支援について引き続き支援していく必要があるため。

【見直し内容】

- ・認知症月間に合わせた県庁ロビーでの啓発活動の際に若年性認知症の相談窓口を臨時で設置するなど気軽に相談できる窓口としての周知活動を行う。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	洋上風力発電導入・産業集積促進事業 (洋上風力発電理解醸成事業)		部課(室)	企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	事業開始年度	R3
-----	-------------------------------------	--	-------	---------------------------	--------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	6	グリーン社会の実現
	小項目	1	脱炭素化の推進と産業の育成	具体的な取組	2	脱炭素化に資する産業の振興

1 事業のねらい・目的
○ 洋上風力発電はエネルギー政策に加え、関連産業への波及が期待され、産業政策としても有意義であることから、本県においても、再エネ海域利用法（平成31年4月施行）に基づく、洋上風力発電の「促進区域」の指定に向けた取組みを推進。
○ 渔業関係者や地元自治体等の利害関係者の理解醸成を図り、再エネ海域利用法に基づく協議会の設置についての合意形成を図るとともに、協議会による議論を経て、県内における洋上風力発電の「促進区域」の早期指定を目指す。

2 事業概要

1 洋上風力発電に関する意見交換会の開催、対象区域案の更新及び追加調査

- ・ 洋上風力発電設備の設置に係る対象区域案を基に、漁業関係者及び地元自治体等の利害関係者との調整を図り、促進区域の指定に向け、意見交換会を開催。
- ・ 意見交換会等における議論を踏まえ、必要に応じて追加調査を実施し、促進区域指定に向けた課題等を整理。
- ・ 併せて、将来的な事業実施に向け、漁業協調策、地域振興策などの中長期的な課題の議論を行い、関係者の理解醸成を図る。

(洋上風力発電に関する意見交換会（案）)

開催頻度： 年2回程度

議題案： 漁業協調策、地域振興策、先行事例など

構成員： 漁業関係者、地元自治体、海上保安庁、航空自衛隊、九州電力送配電株、県関係課など

(追加調査)

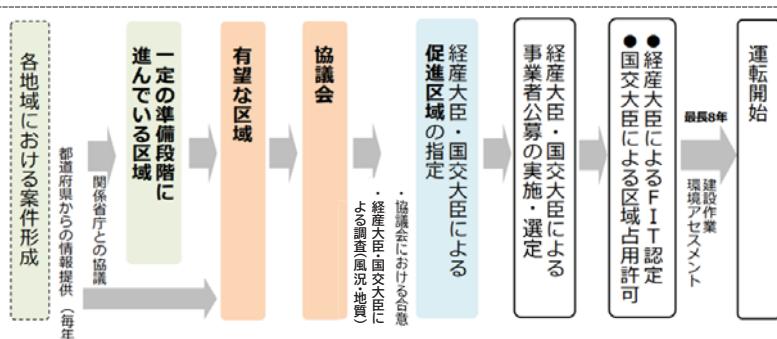
追加調査： 対象区域案の更新、ヒアリング調査、先行事例調査 等

2 先行地域の視察

- ・ 漁業関係者や地元自治体等の利害関係者による先行地域の視察を行い、風車の実機見学や現地関係者との意見交換を行うことで、洋上風力発電に係る理解醸成を図る。
【視察先】北海道（石狩市）
【参加者】漁業関係者、地元自治体

【事業スキーム図】

○「促進区域」指定までの流れ



○再エネ海域利用法における全国の指定状況（「福岡県響灘沖」は「一定の準備段階に進んでいる区域」に整理）



促進区域（10区域） (R5.10.3 現在)

名称	昨年度の整理	状況
①長崎県五島市沖	同区域(R1)	事業者選定済
②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	同区域(R2)	
③秋田県由利本荘市沖(北側・南側)	同区域(R2)	
④千葉県銚子市沖	同区域(R2)	
⑤秋田県八峰町・能代市沖	同区域(R3)	
⑥長崎県西海市江島沖	同区域(R4)	
⑦新潟県村上市・胎内市沖	同区域(R4)	
⑧秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	同区域(R4)	
⑨山形県遊佐町沖	有望な区域	—
⑩青森県沖日本海(南側)	有望な区域	—

有望な区域（9区域）

名称	昨年度の整理	状況
⑪北海道石狩市沖	一定の準備段階	
⑫北海道岩字・南後志地区沖	一定の準備段階	
⑬北海道鳥牧沖	一定の準備段階	
⑭北海道檜山沖	一定の準備段階	
⑮北海道松前沖	一定の準備段階	
⑯青森県沖日本海(北側)	同区域(R2)	
⑰青森県陸奥湾		
⑱岩手県久慈市沖(浮体)		
⑲山形県酒田市沖		

一定の準備段階に進んでいる区域（8区域）

名称	昨年度の整理	状況
⑳北海道岩字・南後志地区沖(浮体)	-	-
㉑北海道鳥牧沖(浮体)	-	-
㉒青森県陸奥湾	同区域(R1)	
㉓岩手県久慈市沖	同区域(R3)	
㉔富山県東部沖(着床・浮体)	同区域(R4)	
㉕福井県あわら市沖	同区域(R3)	
㉖福岡県響灘沖	同区域(R3)	協議会設置済
㉗千葉県九十九里沖	同区域(R4)	協議会未設置

3 成果指標及び進捗状況

成果指標			R3	R4	R5
再エネ海域利用法に基づく「促進区域」の指定	「有望な区域」への選定 (累計)	目標	0	1	0
	実績	0	0		
	「促進区域」への指定 (累計)	目標	0	0	1
	実績	0	0		

【成果指標の設定根拠】

- ・ 譚灘沖の一般海域における「促進区域」の早期指定を目指す。
- ・ 「促進区域」に指定されるためには、先に国から「有望な区域」として選定され（関係者から再エネ海域利用法に基づく協議会設置についての合意必須）、協議会による協議・合意等を得る必要がある。

【目標値の設定根拠】

- ・ 譚灘沖における想定区域1件の「有望な区域」への選定、そして「促進区域」への指定を目指す。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・ 促進区域の指定に向け、関係者との個別協議・意見交換や先行地視察を行い、理解醸成に繋がった。
- ・ 一方で、関係者全員から再エネ海域利用法に基づく協議会設置についての合意形成を得るまでには至らなかった。
(国から「有望な区域」への選定はなかった)

(要因)

- ・ 洋上風力発電について、理解醸成が進んでいる一方、発電設備設置に慎重な関係者も存在するため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

- ・ 令和5年度での「有望な区域」への選定、そして、令和6年度での「促進区域」への指定を目指す。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

関係者との意見交換や協議の際には、なるべく1日で回れるよう日程調整を行うなど、事業の効率的・効果的な執行に努めている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	3,024	7,670		時間	3,731	3,731	
（うち一般財源）	3,024	7,670		人件費（千円）	15,066	15,066	

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

促進区域の指定に向け、引き続き、関係者との個別協議・意見交換や対象区域案の更新及び追加調査が必要。
加えて、漁業関係者をはじめとする利害関係者のさらなる理解醸成が必要。

【見直し内容】

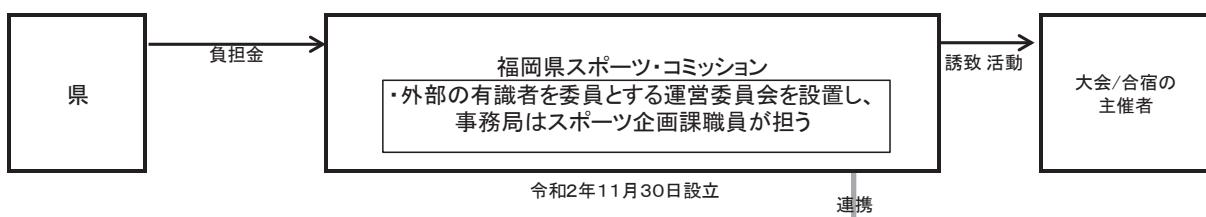
漁業関係者をはじめとする利害関係者が抱える様々な不安や課題の解決につなげるための調査や先行地視察等を行い、洋上風力発電設置に対するさらなる理解醸成を図る。

事業名	福岡県スポーツコミッショナリズム事業			部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ企画課	事業開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して生み育てることができる	中項目	13	スポーツ立県福岡の実現	
	小項目	1	スポーツ立県福岡の実現	具体的な取組	5	スポーツを通じた地域経済の活性化	

1 事業のねらい・目的	ラグビーワールドカップ2019や2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2021世界体操・新体操選手権北九州大会等を通じて高まつた本県への関心や県内のスポーツに関する気運を活かしながら、官民が連携して戦略的にスポーツ大会、合宿の誘致やスポーツツーリズムの推進に取り組むことで、スポーツの力により県内経済の活性化を目指すもの。						
-------------	---	--	--	--	--	--	--

2 事業概要	1. コミッション運営
	(1) 運営委員会／プロジェクトチーム会議の開催
	○ 誘致を目指す大会や合宿等の事業の方向性について協議を行う運営委員会を開催(1回／年)
	○ 具体的な事業計画を立案するプロジェクトチームを運営(4回／年、4プロジェクト)
	(2) 調査、情報収集事業
	○ 国や(一財)日本スポーツツーリズム推進機構(JSTA)が実施するセミナー／研究会で全国の先進事例や最新動向の情報を収集
	(3) 広報宣伝事業
	○ 展示会におけるPRブース出展やウェブ、各種広報媒体による宣伝活動等を実施
	(4) 国際コーディネーターの配置<新規>
	○ 海外関係者との窓口として各種調整を行うとともに、海外訪問時や関係者の来日時に外国語対応が可能な国際コーディネーターを配置(1名、2日／週)
	2. スポーツ大会誘致・開催
	(1) 戰略的スポーツ大会誘致事業
	○ 市町村の意向や運営委員会の助言を踏まえながら、「プロモーション」、「キーパーソンの招聘」、「大会関係者との協議」、「視察受入」といった一連の活動を展開
	○ 誘致先を検討するにあたっての基礎情報となる各種大会の基礎調査を実施
	3. スポーツ合宿誘致
	(1) 戰略的スポーツ合宿誘致事業
	○ 県内スポーツ施設や、市町村、競技団体の意向、運営委員会の助言も踏まえて、活動を展開
	○ 県内スポーツ施設の仕様、使用料といった基本情報を定期的に収集・更新し、専用ウェブサイトやリーフレットにより広く発信

【事業スキーム図】



【スポーツコミッショナリズムとは・・・】

スポーツ企画に携わる企業、スポーツ団体、経済団体、自治体等地域の関係者が一体となり、スポーツ大会や合宿をきっかけとして、周辺地域の宿泊や観光に結びつけることにより、地域経済の活性化に取り組む組織。

3 事業目標等	成果指標	R3	R4	R5	R6
スポーツ大会・合宿やツーリズムの推進に取り組む	目標	7	11	15	19
市町村数	実績	8	11		

【成果指標の設定根拠】

・県のスポーツコミッショナリズムが現在担っているスポーツ大会・合宿やツーリズムの推進を、市町村とともに取り組んでいくため、スポーツ大会・合宿やツーリズムの推進に取り組む市町村数を成果指標として設定している。

【目標値の設定根拠】

・県内4圏域で1市町村ずつ増加させることを目指すため、県全体で毎年4市町村ずつ増加する目標値を設定している。R2年度はスポーツツーリズムにおけるモニターツアーの実施により、1市町村の増加、R3年度以降は毎年4市町村の増加で設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・R4年度は、豊前市（北九州地域）、宮若市（筑豊地域）、太宰府市（福岡地域）の3市町村の増加にとどまったものの、硬式野球（宮若市）やバスケットボール（太宰府市）などの新たな競技分野の合宿に取り組んでおり、累計目標は達成、実績は順調に推移している。
- ・大会や合宿により各市町村への交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化に寄与している。

(要因)

- ・スポーツコミッショナと各市町村担当者とが連携して、市町村の背景・ストーリー（市町村で盛んな競技など）、既存施設の活用などを検討したこと、合宿の誘致につながった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・スポーツコミッショナが、地域のスポーツ施設・環境などを熟知している各市町村担当者と連携し合宿や大会の誘致を行うことにより、地域の特徴や強みを生かした効率的な誘致が可能になり、事務量や人件費の削減に繋がっている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	9,864	12,973		時間	4,340	4,340	
（うち一般財源）	9,864	12,973		人件費（千円）	17,525	17,525	

見直しの内容

（継続）（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・県内の市町村間で、スポーツ施設などの活用状況に差があるため、未だ合宿・大会が誘致できていない市町村も多くある。本事業を継続し、各市町村の施設の有効な活用方法等について助言を行い、スポーツを通じた地域活性化を目指す。
- ・下記事項の見直しを実施し、より効果的な事業実施に努める。

【見直し内容】

これまで県内の既存施設の資源を活用し、合宿・大会誘致のターゲットを選定していたところであるが、新たなアーバンスポーツ施設が筑後広域公園や筑豊緑地に整備される予定であることを踏まえ、今後は既存施設の資源の活用と合わせ、県や市町村が新たに整備する予定の施設情報を共有し、新施設の活用も視野に入れながら合宿・大会誘致活動を行うよう見直す。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	食品の安全・安心確保対策推進事業 (HACCP定着促進事業)			部課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保	

1 事業のねらい・目的

食品衛生法改正によって、すべての食品事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が義務化されたことに伴い、各食品営業施設の食品衛生責任者は食品衛生に関する新たな知見の習得のため、「知事が行う講習会又は知事が認める講習会等の受講」が努力義務として求められることとなった。

そのため、新たに規定された食品衛生責任者実務講習会を整備し、HACCP※による衛生管理の実効性を図るための人材育成を図る。

また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者のうち、特に製造技術が高度化・複雑化している特定業種等に対し、コーデックスHACCP※の導入を働きかけ、食品事業者の自主管理体制の向上を図る。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原料受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程（加熱、殺菌など）を継続的に監視・記録する衛生管理の手法のことであり、コーデックスHACCPの弹力的な運用を可能とする衛生管理のこと。

※ コーデックスHACCPは、食品の国際規格（コーデックス：食品規格を意味する）。

2 事業概要

食品関連事業者による自主的な安全・安心確保対策の推進

(1) 食品衛生責任者実務講習会の実施

内容：HACCP運用のフォローアップ講習会（許可更新施設における食品衛生責任者を対象とする（約4,200事業者/年））
回数：HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者（小規模製造加工業者、飲食店等）向け 9保健所×2回 / 年
HACCPに基づく衛生管理適用事業者（大中規模製造加工業者）向け 1回 / 年

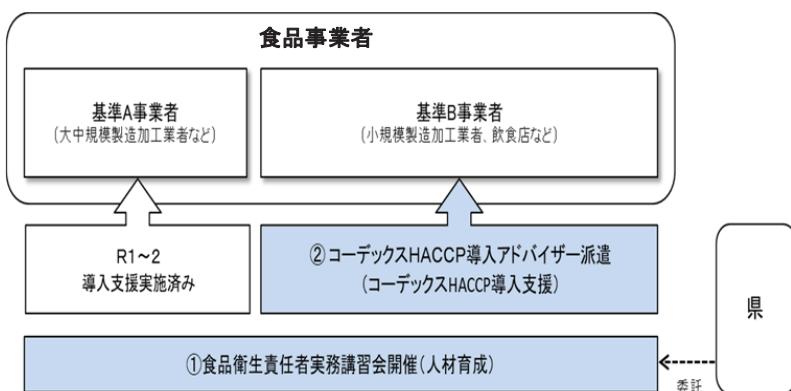
(2) コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣 【令和3～5年】

内容：HACCPの考え方を取り入れた衛生管理適用事業者（小規模製造加工業者、飲食店等）のうち、コーデックスHACCPを目指す事業者に対し、アドバイザー派遣による事業者の実情に応じた導入支援を行う。

派遣回数：1事業者あたり最大4回

- ・第1回 製品説明書・製造工程図等の作成
- ・第2回 危害要因分析の特定及び重要管理点の決定
- ・第3～4回 HACCPプランの作成(管理基準、モニタリング方法及び改善措置の設定)、検証手順の設定

【事業スキーム図】



【HACCP 適用について】

対象事業者	HACCPに基づく衛生管理 (コーデックスHACCP、基準A)	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理（基準B）
	大規模製造加工業者など	小規模製造加工業者、飲食店など
適用される基準	コーデックスHACCPの7原則に基づき、事業者自らが使用する原材料や製造方法等に応じ、衛生管理を行う 原則1 危害要因の分析・特定 原則2 重要管理点の決定 原則3 管理基準の設定 原則4 重要管理点をモニタリングするシステムの設定 原則5 管理基準から逸脱したときにおけるべき改善措置の設定 原則6 HACCPが効果的に機能していくことの検証手順 原則7 文書化及び記録の保管の設定	コーデックスHACCPの弾力的な運用を可能とする衛生管理業界団体が作成した手引書を参考に、以下の内容を実施する。 ①手引書の解説を読み、自分の業種・業態では何が危害要因となるかを理解する。 ②手引書のひな形を利用して、衛生管理計画と必要に応じて手順書を準備 ③その内容を従業員に周知 ④手引書の記録様式を利用して、衛生管理の実施状況を記録 ⑤手引書で推奨された期間、記録を保存 ⑥記録等を定期的に振り返り、必要に応じて衛生管理計画や手順書の内容を見直す

3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
①食品衛生責任者実務講習会受講事業者数	目標	一	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	実績	0	419	1,085			
②コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業者数	目標	一	27	7	7		
	実績	0	6	1			

【成果指標の設定根拠】

- ① 令和3年度の食品衛生法の改正に合わせて、HACCP推進の担い手である食品衛生責任者に対する「定期的な講習会の実施」が都道府県知事等の責務とされた。県では、この「定期的な講習会」に該当するものとして、営業許可の更新を迎える施設の食品衛生責任者を対象とした実務講習会を実施している。本事業は食品衛生責任者の人材育成を目的としていることから、受講事業者数を指標とする。
- ② 本事業は食品衛生法改正に伴い、義務化されたHACCPの考え方を取り入れた衛生管理（基準B）の適用事業者のうち、コーデックスHACCP導入を目指す事業者への支援を目的とする事業であるため、アドバイザー派遣事業者数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ① 県内食品事業者のうち、営業許可更新を迎える事業者年間4,200事業者の7割を目標値としている。
- ② コーデックスHACCP導入希望のあった80事業者を3年の事業期間で分割し、1年あたり27事業者とした。
(R4年以降は目標値を見直し、R3の実績値を基に設定し直している。)

(R4年度の実績値に対する評価とその要因)

(評価)

① 食品衛生責任者実務講習会

下記要因から目標値達成には至らなかったが、新型コロナウイルス感染症の流行と重なった時期の実施であったにもかかわらず、一度も中止とせず、一定数の参加があったことは評価できる。

② コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業

新型コロナウイルス感染症の影響により実績値は低調であった。

(要因)

目標値を達成するに至らなかった要因として、以下の事項が挙げられる。

① 食品衛生責任者実務講習会

ア 新型コロナウイルス感染症の流行時期が重なったこと。

イ 当該講習会の受講は努力義務規定であるものの、食品衛生責任者は講習会を受講し、食品衛生に関する新たな知見を習得する必要があるため、HP等での積極的な周知を行うことによって受講率の向上を図ることとする。

② コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業

ア 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当該事業の積極的な周知を行うことができなかつたこと。

イ 事業者においては、感染防止の観点から外部のアドバイザー派遣の受入を控えられたこと。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 食品衛生責任者実務講習会については、これまで保健所で実施していた講習会を近隣の大きな会場を利用することで新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら、収容人数の確保及び感染者数に影響されずに実施することができた。
- ・ コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業は応募を募るだけでなく、営業許可更新時及び施設調査時に事業の説明をする等積極的な周知活動を行った。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	8,890	9,307		時間	895	895	
(うち一般財源)	8,890	8,887		人件費（千円）	3,615	3,615	

5 見直しの内容

継続(拡充

改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの)

一部改善

縮小)

終了(完了

再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 食品衛生責任者実務講習会は食品衛生法に「都道府県知事等が行う講習会又は講習会」として規定されており、県の責務として定期的に実施する必要があるため、事業を継続する。
- ・ コーデックスHACCPの適切な運用には、各事業者の継続的な衛生管理計画の定着のための検証・見直しは必要不可欠であるため、事業を継続する。

【見直し内容】

- ・ コーデックスHACCP導入アドバイザー派遣事業は、HACCP導入のための支援事業から、導入したHACCPの定着のために衛生管理計画の検証、見直し等を指導し、適切な衛生管理を行う人材育成を目的とした支援事業とすべく、事業の見直しを行う。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	乳児院等多機能化推進事業			部課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援	
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援	具体的な取組	1	家庭と同様の環境における養育の推進	

1 事業のねらい・目的

児童養護施設等に入所するケアニーズの高い児童に対する適切な養育の提供及び乳幼児を持つ保護者への養育指導の充実を図ることで、特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援を推進する。

2 事業概要

1 医療機関等連携強化事業

医療機関等との連絡調整を行う保健師等を配置し、日々の服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。

(1) 補助対象経費 連絡調整員の配置に係る経費

(資格等) 保健師、看護師、准看護師

(業務内容) 医療機関との連絡調整、通院時の付添い、日常生活上の支援

(2) 対象施設：医療的ケアが必要な児童等が10人以上入所する乳児院及び児童養護施設

(3) 補助額：1施設当たり 6,302千円

(4) 予算額：6,302千円×10施設=63,020千円

2 育児指導機能強化事業

退所児童等の家庭から子育ての相談に応じる育児指導担当職員を配置し、発達段階に応じた子育て方法と一緒に実践することにより、子育てに関する不安の解消等を図る。

(1) 補助対象経費 育児指導担当職員の配置に係る経費

(資格等) 保育士又は児童指導員

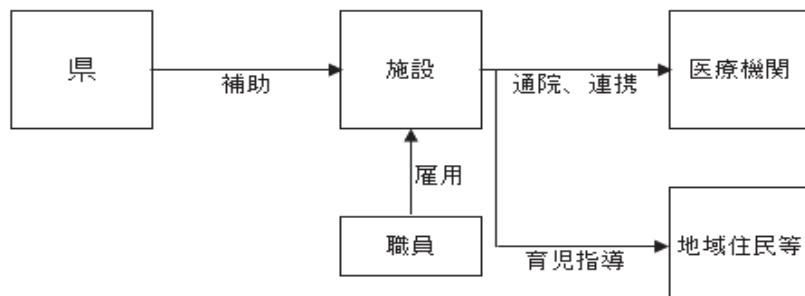
(業務内容) 保護者に対する育児指導（子どもの発達段階に応じた子育て方法等）

(2) 対象施設：乳児院

(3) 補助額：1施設当たり 4,947千円

(4) 予算額：4,947千円×3施設=14,841千円

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
医療機関等連携強化事業の実施施設数	目標	5	6	7	8	9	10
	実績	1	4	6（見込）			
育児指導機能強化事業の実施施設数	目標	3	3	3	3	3	3
	実績	2	2	3（見込）			

【成果指標の設定根拠】

施設における医療的なケアが必要な児童等への支援及び退所児童等の家庭への相談支援を推進することで、特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援を推進することができることから、本事業の実施施設数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

医療機関等連携強化事業 ・・・ 県内児童養護施設11施設のうち、医療的ケア児が10名以上入所する施設10施設全てで事業を実施することを最終的な目標としたうえで、事業の実施体制の確保等に一定期間を要することなどを考慮し、段階的に実施施設数を増加させるよう目標値を設定した。

育児指導機能強化事業 ・・・ 県内3カ所の乳児院全てで事業を実施することを目標とした。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

目標値を達成することはできなかったが、医療機関等連携強化事業の実施施設数は着実に増加している。令和5年度についても実施施設数が増加する見込みであるため、引き続き施設への呼びかけを行いながら事業を継続していくことで、将来的な目標値の達成を目指す。

(要因)

事業実施の要件となる専門職員の配置について、短期間で人材を確保することが困難であり、事業を開始できない施設がある。施設において継続的に人材の確保に取り組むことで実施施設数は増加すると考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

各施設が出席する会議の場などで事業の概要説明を行うことで、効果的な事業周知を行った。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	29,661	77,861		時間	176	263	
(うち一般財源)	14,831	38,931		人件費（千円）	711	1,062	

5 見直しの内容

（継続）（拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（）
終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（）

【上記の理由】

・本事業の目標である「特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援の推進」を実現するためには、現在実施している医療的なケアが必要な児童等への支援及び退所児童等の家庭への相談支援の推進に加え、障がい等を有する児童の入所前の連絡調整や入所中の支援に係る施設の体制強化を推進する必要があるため。

【見直し内容】

・現在実施している2事業に加え、障がい等を有する児童に係る入所前の連絡調整や入所中の支援を行う「障がい児等受入調整員」を配置する事業の実施についても検討し、様々なケアニーズを持つ児童の支援体制をより一層強化する。

(様式 1 号)

R5 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	特定妊婦等母子支援事業			部課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援	
	小項目	1	児童虐待防止対策の推進	具体的な取組	3	発生予防から再発防止までの総合的な施策の推進	

1 事業のねらい・目的

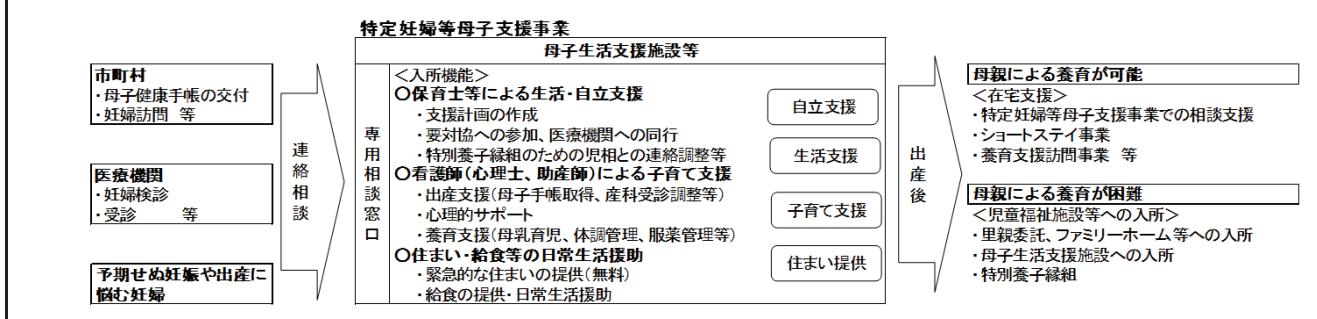
予期せぬ妊娠や出産に悩む妊婦等（特定妊婦等）に対し、「母子生活支援施設」等への入所により、妊娠期から出産後まで継続して、保育士等が生活・育児支援等を行い、児童虐待の未然防止を図る。

2 事業概要

1 特定妊婦等支援事業

- (1) 委託先 母子生活支援施設等
 (2) 実施か所 3か所（福智町R3.8～、大刀洗町R4.8～、大野城市R5.10～）
 (3) 委託内容 ① 支援コーディネーターの配置
 (資格等) 保育士、社会福祉士等
 (業務内容) 相談窓口の設置：妊婦、病院、市町村等からの相談対応
 (支援内容) 母子の生活設計等支援計画の作成、要保護児童対策地域協議会、特別養子縁組支援、病院への同行、緊急的な住まいの提供等
 ② 看護師等の配置
 (業務内容) 母乳育児支援、体調管理、服薬管理等
 ③ 特定妊婦の生活支援
 施設において、特定妊婦等を受け入れ、給食及び日常生活上の援助を実施

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
① 相談件数	目標	50	100	150	200	250	300
	実績	38	134	調査中			
② 住まいの提供を行った妊婦数（入所者数）	目標	4	4	4	4	4	4
	実績	0	5	調査中			

【成果指標の設定根拠】

生後0日で死亡した児童については、加害者の9割が母親であり、うち8割が母子手帳未交付、9割が妊婦の健康診査未受診であり、市町村や医療機関が支援を必要とする妊婦等を把握しにくい状況にある。

そのため、本事業の実施により相談対応件数を増加させ、必要に応じて市町村や医療機関との連絡調整を行うこと、また必要に応じて住まいの提供を行うことで児童虐待を未然に防止することができるため、相談件数及び入所者数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

本県と同様に、施設において特定妊婦などを受け入れ、給食及び日常生活上の援助を実施している他県（岐阜県2施設、兵庫県1施設、大分県1施設）の令和元年度の相談件数及び入所者数の実績平均値（1施設あたり）を目標とした。①については、事業開始時の目標数に年数を乗じた数。②については、年間で提供できる部屋数に限りがあるため、現状維持としている。令和4年度は、県内2か所で本事業を実施したため、1施設あたりの実績平均値を記載している。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

目標値を達成しており、特定妊婦等に対する妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、児童虐待の未然防止を図ることができた。

(要因)

- ・令和4年度からLINEを活用した相談窓口を開設したことにより、より相談しやすい環境となり、相談件数が増加した。
- ・令和4年度に実施箇所を1か所から2か所に増やすことで、より広域的な支援を行ったことで相談件数が増加した。
- ・相談件数の増加により、緊急的な住まいの提供が必要な利用者に入所の案内をできたことで、入所者数が増加した。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

従来の広報啓発に加え、ホームページの作成やSNSを活用し、支援が必要な者への制度周知を行った。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	21,952	50,477		時間	60	89	
（うち一般財源）	10,977	21,239		人件費（千円）	243	360	

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・生活困窮、精神不安定等、さまざまな困難を抱える妊婦等に対し、産前から産後まで一貫した支援を行い、本事業の目標である「児童虐待の未然防止」を実現するためには、現在実施している事業内容に加え、妊婦等の就労支援や育児相談等を手厚くできる体制を構築する必要があるため

【見直し内容】

- ・さまざまな生活課題を抱えた母親に対して、就労支援や育児相談、関係機関との連絡調整などを行う「母子支援員」を配置する事業の実施についても検討し、産前から産後まで一貫した支援と本事業利用終了後も必要な支援が受けられるよう関係機関と連携できる体制をより一層強化する。

(様式 1 号)

R5 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	県立学校特別支援教育推進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課		事業 開始年度	H27
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実		
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な 取組	3	特別支援教育の推進		

1 事業のねらい・目的

- 学校生活での移動、用便、衣着脱等の全介助を必要とする児童生徒が多く在籍しており、一人の教員が学級という単位で複数の児童生徒を受け持つ中で、複数の児童生徒の指導をしながら、特定生徒の介助を行うことは困難である。また、給食等の食事の際にあっては、その特性により、食へのこだわりが強い児童生徒、摂食機能の状況により、他の者より食事を細かくして提供する必要がある児童生徒等様々であり、安全確保や給食指導という観点からマンツーマンで対応しなければならない場面も多い。
- 特別支援学校に児童生徒の介助を行う支援員（介助）を配置し、児童生徒が安全で快適な学校生活をおくることができる環境を整備するとともに教員の負担軽減を図る。
- 特に肢体不自由の児童生徒が多い福岡特別支援学校、太宰府特別支援学校については、支援員（給食介助）を配置し、給食介助における児童生徒の安全確保及び給食指導の円滑化を行うとともに教員の負担軽減を図る。

2 事業概要

県立特別支援学校に特別支援教育支援員（介助、給食介助）の配置

- ・学校規模や在籍する児童生徒の障がいの状況を踏まえ、学校生活における移動、用便、衣着脱等を介助する支援員（介助）を配置。（県立特別支援学校 12 校）
- ・肢体不自由や複数の障がいを併せ有する児童・生徒が多い学校に対し、学校給食時の介助を行う支援員（給食介助）を配置。（県立特別支援学校 2 校）

【事業スキーム図】

・特別支援教育支援員の配置



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1 (基準)	R3	R4	R5	R6	R7
支援状況に関する所属長の総合評価〔「大変効果があった」〕の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%			

【成果指標の設定根拠】

- ・特別支援教育支援員の配置により教員の負担の軽減を図ることから、所属長による総合評価を成果指標とする。
- ・総合評価は「大変効果があった」、「効果があった」、「あまり効果がなかった」及び「全く効果がなかった」の 4 区分で記載することとしており、最上位の「大変効果があった」のみを成果指標として設定した。

【目標値の設定根拠】

- ・継続して最上位の評価が100%となることを目標とした。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】**(評価)**

- ・令和3、4年度と引き続き目標達成しており、順調に推移している。

(要因)

- ・学校生活やその中でも給食という場面において教員とは別に介助の役割を補助する支援員を配置することは、特別な支援を必要とする児童生徒への学びの確保や教員の負担軽減に非常に効果的であり、事業の成果として表れている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・学校の環境を保つという観点から、今後も同じ事業目標を継続することとし、見直しは行わない。

(有の場合、その内容)**【効率的な事業の実施に向けた工夫】**

- ・校内委員会での個々の児童生徒に対する支援の検討や、関係機関との連携を行うことにより効果的に実施することができる。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	89,195	64,122		時間	176	176	
(うち一般財源)	88,928	63,787		人件費（千円）	711	711	

5 見直しの内容	
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	

【上記の理由】

- ・特別な支援を必要とする児童生徒への学びの確保や教員の負担軽減から一層の充実を図る必要があるため、下記のとおり見直し、実行していく。

【見直し内容】

- ・特別支援教育支援員の配置に当たっては、特別な支援を必要とする児童生徒の人数や内容等を精査の上で、効果的に配置ができるよう毎年度配置の見直しを行う。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	教員の働き方改革事業			部課(室)	教育庁教育総務部 教職員課、施設課		事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	1	次代を担う「人財」の育成		
	小項目	1	学校教育の充実	具体的な取組	4	教育環境づくり		

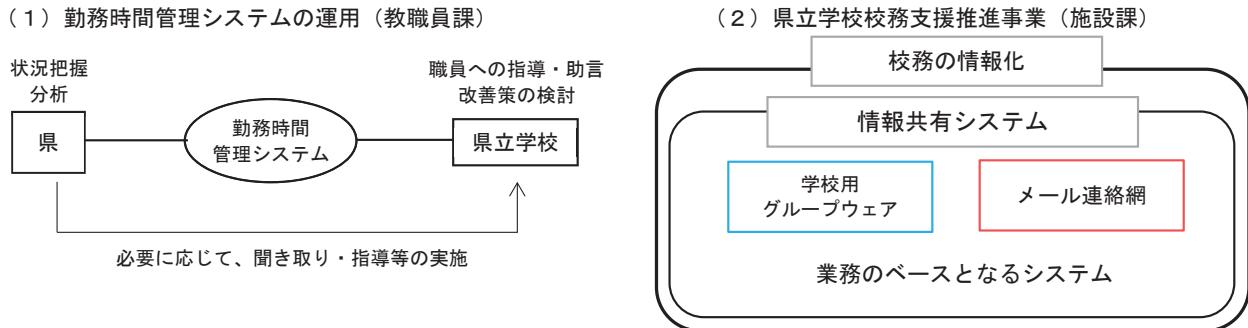
1 事業のねらい・目的

- (1) 勤務時間管理システムの運用（教職員課）
勤務時間管理を行うことで、出退勤時間を「見える化」し、教員の意識改善、管理職の適切な業務マネジメント、教育委員会の諸取組の成果を検証することで、教員の超過勤務を縮減する。
- (2) 県立学校校務支援推進事業（施設課）
校務の情報化の推進によって、校務を効率化するとともに、業務負担を軽減し、教員の長時間労働の改善を図る。

2 事業概要

- (1) 勤務時間管理システムの運用（教職員課）
 - 平成30年度に全県立学校に導入した勤務時間管理システムにより、出勤簿を電子化することで、教員の勤務時間を数値で把握し、服務管理を行う（タイムレコーダーによりICカードをかざした時刻を記録）。
 - 管理パソコンを配備し、休暇取得手続きの電子化を実施。（令和元年度～）
- (2) 県立学校校務支援推進事業（施設課）
 ○学校用グループウェア
 ・校務に係る様々な情報について、教員間でシステムを用いて共有し、伝達や調整を迅速かつ正確に行う。
 ○メール連絡網
 ・メールを用いて主に保護者に対する連絡など、校外の関係者との情報共有を迅速かつ正確に行う。
 ○ヘルプデスク
 ・操作方法や設定方法、トラブル時の対処方法などについて電話で問い合わせることが可能な情報共有システム専用のヘルプデスクを設置する。
 ○職員研修
 ・平成30年度から令和2年度にシステム開発業者による研修を実施したほか、令和3年度からは当課職員による管理者向け集合研修、オンライン研修を実施。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標	R1	R2	R3	R4	R5	R6
超過勤務時間数が年360時間を超える県立学校教員の割合	目標 —	—	R1比 △25% (41.3%)	R1比 △50% (27.5%)	R1比 △75% (13.7%)	R1比 △100% (0%)
	実績 55.1%	47.1%	48.0%	47.3%	(調査中)	

【成果指標の設定根拠】

- 勤務時間を管理することで、業務マネジメントの改善や意識改善ができるため、超過勤務時間者数の割合とした。

【目標値の設定根拠】

- 当初目標「県立学校教員の超過勤務時間数を平成30年度から令和2年度までの3年間で20%削減」を達成できたため、教職員の働き方改革取組指針（令和3年3月改訂）で目標を、国の指針で掲げられた上限時間に合わせて超過勤務を年360時間以内に改め、統合型校務支援システムの稼働4年目にあたる令和6年度までの期間で25%ずつ段階的に削減することを目標値とした。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】**(評価)**

- ・本事業により、勤務時間の適正な把握が行われ、管理職による適切な業務マネジメントの基礎データとして活用された。加えて、情報共有システムにより、職員のスケジュール及び会議資料の共有や、保護者へのメールによる一斉連絡が可能となり、校務の効率化が図られた。
- ・目標達成には至らなかったが、令和4年度の実績は勤務時間管理システム導入初年度の令和元年度の55.1%と比較すると減少傾向にあり、教員の勤務時間の状況は少しづつ改善している。

(要因)

- ・特別な支援を要する児童生徒の増加や子どもが抱える困難の多様化、複雑化する中で、学校に求められる役割は依然として大きく、勤務時間の抜本的な改善には至っていない。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・厳しい状況であるが改善傾向にあるため、目標値の見直しは行わず、引き続き達成に向けた取組を進める。

(有の場合、その内容)**【効率的な事業の実施に向けた工夫】**

- ・勤務時間管理システムについて、入力誤りの際のエラーメッセージ表示、休暇の開始時間と終了時間の入力による休暇取得時間の自動表示化といったシステムのカスタマイズを行い、学校の業務負担軽減を図った。
- ・集合型研修に加え、オンデマンド研修や双方向型研修を実施し、校務の情報化に対する理解度の向上を図った。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	14,995	30,803		時間	3,840	1,444	
（うち一般財源）	14,995	15,103		人件費（千円）	15,506	5,831	

5 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・教員が業務を効率的に遂行し、勤務時間の有効活用を図っていくためには、勤務時間を適正に把握するとともに、全ての県立学校で統一した内容で校務を情報化することが不可欠であることから、継続して実施する必要があるため、下記のとおり見直し、実施していく。

【見直し内容】

- ・勤務時間管理システムについて、問合せが多い事項の質疑応答集の作成・公開により、入力時の負担軽減を図る。
- ・学校用グループウェア及びメール連絡網の学校からの要望に基づく機能追加改修により、さらなる業務効率の向上を図る。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	SNSを活用した相談体制整備事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	5	いじめや不登校等への対応	

1 事業のねらい・目的

- 小中高校生のコミュニケーション手段としてSNSが普及していることを踏まえ、対面や電話での相談に抵抗感がある子どもたちに対して、相談方法の選択肢を増やすことで、「相談したい気持ち」の掘り起こしを図り、早期発見・早期対応できる教育相談体制の強化を図る。
- SNSによる双方向の相談により、子どもの悩みに対して即座に対応し、問題が深刻化する前に解消への助言を行う。

2 事業概要

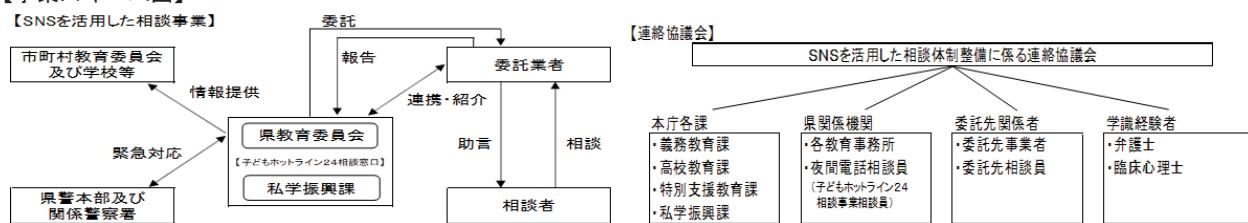
SNSを活用した相談体制の構築

- SNSを活用した即時に応答する双方向システムの導入
 - ・相談業務に関する知識・経験を有する民間団体と連携した事業者に委託し、SNSによる相談窓口を運用する。
窓口開設時間：平日及び日曜日18時～21時（土曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）294日
 - ・相談対象者：県内の国公私立小・中・高等学校・特別支援学校（指定都市除く）の児童生徒
 - ・SNSによる相談における緊急事案への対応マニュアルの作成、委託事業者及び警察等関係機関との連携体制の整備



- 連絡協議会の設置
 - ・連絡協議会を設置し、効果的かつ円滑に事業を実施するための相談体制の在り方の検討及び情報交換や関係機関との連絡調整を行う。
- 成果の普及
 - ・緊急事案への対応マニュアルや相談体制の在り方をまとめた報告書を作成し、県内市町村へ周知する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1（基準）	R3	R4	R5
児童生徒からの相談件数の増加	目標	-	3,042件	3,042件	3,042件
	実績	708件	3,849件	3,336件	1,123件

※R5実績は6月末まで

【成果指標の設定根拠】

- ・R1年度における児童生徒からの電話相談件数を基準とし、本事業によって相談方法の選択肢を増やすことによって気軽に相談できる環境を確保する観点から、児童生徒からの相談件数が増えることを成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ・本事業の開始時に、既にSNS相談事業を行っていた福岡市のSNS相談実績をもとに設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・SNSを活用することで児童生徒が抱える様々な悩みを気軽に相談できるため、対面や電話では相談しづらい内容についても相談でき、相談件数が確保できている。
- ・令和4年度のLINEによる相談件数は3,336件となっており、「子どもホットライン24」における児童生徒からの電話による相談件数（661件）と比較すると、約5倍にのぼる相談件数である。
- ・また、令和5年3月31日時点の友だち登録数は5,274人にのぼり、令和4年4月1日時点と比較すると、1,938人増加した。

(要因)

- ・SNS相談窓口は、匿名性が高いことから安心して相談できるツールであり、相談受付時間内であれば、いつでもどこからでも相談できるという利点がある。そのため、対面や電話での相談に不安や抵抗感を感じ、躊躇している児童生徒にとって、セーフティーネットになっている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

- ・令和6年度以降は「友だち登録数の増加」を成果指標としている。
- ・友だち登録数を増加させることができ、相談したいときにいつでも窓口にアクセスできる児童生徒数を増やすことにつながり、児童生徒の危機を早期にキャッチし、危機の回避や最小限化を図るセーフティーネットとしての働きを拡大させることになると考える。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・長期休業明けなど、児童生徒の心身の不安定さが心配される時期を「増席期間」として、予算の範囲内で相談員の人員を増やし、相談対応にあたった。加えて、増席期間初日に友だち登録者全員にプッシュメッセージ（相談を促すメッセージ）を送信することで、相談アクセスが大きく増加し、より多くの児童生徒の悩み等の相談を受け付けることができた。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	24,376	23,960		時間	360	360	
（うち一般財源）	16,251	15,974		人件費（千円）	1,454	1,454	

5 見直しの内容
継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・児童生徒の相談内容は多岐にわたっており、匿名での相談が多い。児童虐待や自殺企図など、子供の命にかかわる相談の解決を図るために連携の在り方を共有する必要があるため、下記のとおり見直し、実施していく。

【見直し内容】

- ・年3回実施している「福岡県SNS等を活用した教育相談体制整備事業連絡協議会」の場を活用し、専門的な知見を持つ委員の意見を取り入れながら、連携の強化・充実に向けた具体的な方策を検討していく。
- ・LINE相談紹介カードだけではなく、児童生徒が学校で使用する1人1台端末等のICTを活用した相談窓口の周知も併せて行っていく。

(様式 1 号)

R5 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	「非行少年を生まない社会づくり」推進事業			部課(室)	警察本部生活安全部 少年課	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	6	少年の非行防止と健全育成	

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭補導活動、薬物乱用防止教室の開催、非行集団の取締り ○ 非行少年に対する連絡・面接活動をはじめ、社会奉仕体験活動による立ち直り支援活動 ○ スクールサポーターによる学校と連携した児童生徒の非行防止と犯罪被害防止のための活動 ○ 少年補導員が地域活動における中心的な役割を担い、関係機関・団体と連携した街頭補導活動等を推進し、少年の非行防止と健全育成を図る。 	
2 事業概要	<p>(1) 少年非行防止対策の強化</p> <p>ア 街頭補導活動の強化 深夜はいかい、喫煙等の不良行為少年の補導を強化する。</p> <p>イ 薬物乱用防止対策及び悪質な非行集団に指向した取締りの強化 大麻等薬物乱用少年の検挙・補導、広報啓発活動による蔓延化の防止を図る。</p> <p>(2) 非行少年の立ち直り支援対策</p> <p>ア 非行少年や保護者に手を差し伸べる立ち直り支援 スポーツ活動、農業体験活動、料理教室の開催等を通じて、立ち直り支援を行う。</p> <p>イ (公社)福岡県少年警察ボランティア協会による立ち直り支援 少年補導員や少年警察学生サポーターが社会奉仕体験活動、スポーツ活動等を通じて、立ち直り支援を行う。</p> <p>(3) スクールサポーター制度</p> <p>学校における非行防止対策、子どもの安全対策を支援するための学校と警察の連絡調整要員として県内34警察署にスクールサポーターを配置し、「学校訪問による児童生徒の問題行動等の情報交換」、「学校周辺における犯罪に関する情報の把握及び学校への情報提供」等の活動により、児童生徒の非行と犯罪被害の防止を図る。</p> <p>(4) 少年補導員等による非行防止活動</p> <p>少年補導員等への支援を行うことを目的として設置された(公社)福岡県少年警察ボランティア協会の財政基盤の安定及び活動を充実させることで、少年補導員の自主的な活動を活性化し、更なる少年非行の防止、健全育成、犯罪被害の防止を図る。</p>	
【事業スキーム図】	<pre> graph LR A[少年非行防止対策の強化] --> B[非行少年の立ち直り支援の対策] A --> C[スクールサポーター制度] A --> D[少年補導員等による非行防止活動] B --> E[警察と学校の架け橋] C --> E D --> E E --> F[非行少年を生まない福岡県の実現] E --> G[数値目標] </pre> <p>高水準で推移する非行情勢 R4中 【非行者率】2.6人 【再犯者数】263人</p> <p>R2中 【非行者率】2.5人 【再犯者数】336人</p> <p>R8中 【非行者率】1.5人以下 【再犯者数】180人以下</p>	

成果指標	R2(基準値)	R4	R5	R6	R7	R8
非行者率 (総合計画) ※R2総合計画策定	目標 9.8人以下	4.5人以下				1.5人以下
	実績 2.5人	2.6人				
再犯者数 (総合計画) ※R2総合計画策定	目標 720人	720人				180人
	実績 336人	263人	—	—	—	—
スクールサポーターの学校訪問回数	目標 —	—				20,255回
	実績 16,963回	16,562回				

【成果指標の設定根拠】

- ・ 犯罪を犯し又は犯罪に触れる行為をした少年の度合いを図る指標として「非行者率」を設定する。
- ・ 犯罪を犯し再び非行に走る少年の度合いを図る指標として「再犯者数」を設定する。
- ・ 学校と警察が連携した少年非行及び被害防止対策を図る指標として「スクールサポーターの学校訪問回数」を設定する。

【目標値の設定根拠】

- ・ 目標値については、前期目標値を鑑みて、県内の治安情勢等を基に算出しており、各計画の5年間で「非行者率」、「再犯者数」の半減を目指し、減少傾向を維持させることを目的として策定している。
- ・ 少年を取り巻く情勢の変化により、スクールサポーターが学校訪問に費やす時間が年々減少し、学校訪問回数の増加幅が縮小していく中で更なる学校と警察の連携強化を目指し、「スクールサポーターの学校訪問回数」の増加率を維持させる。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・ 令和4年中の少年の再犯者数は263人（前年比-22人）と減少傾向を維持し、概ね順調に進捗している。
- ・ 令和4年中の非行者率は2.6人（前年比+0.2）と12年ぶりに増加に転じており、下げ止まりが危惧される。
- ・ 数値目標が後退した一方で、令和4年中の不良行為少年は20,541人（前年比-1,191人、増減率-5%）、大麻事犯の検挙補導人員は58人（前年比-7人、増減率-11%）と減少に転じており、非行防止対策の一定の効果も認められる。

(要因)

- ・ 深夜はいかいや喫煙などの不良行為を行っている少年に対する実効性のある少年補導を行うことにより、非行の前兆である不良行為の段階で適切な指導を行っている。
- ・ 家庭の生活改善や就労等を目的に継続した非行少年等への連絡、面接、社会奉仕体験活動等の立ち直り支援活動を推進した結果、再犯者数の減少に繋がった。
- ・ 薬物乱用防止教室等広報啓発活動により、少年たちの規範意識の醸成が図られ、また悪質な非行集団の検挙・補導を推進したことにより、少年の非行防止、健全育成に資する環境の醸成に寄与している。
- ・ 少年補導員や少年警察学生サポーターとの共同による料理教室、清掃活動等を通じて、非行少年等が地域に居場所を見つけ、また関係機関と連携した立ち直り支援活動が非行少年を生まない社会気運の醸成に繋がっている。
- ・ スクールサポーターと学校関係者との良好な関係が構築され、学校問題等の情報共有が積極的になされたことにより、問題が深刻化する前に早期解決が図られている。
- ・ 少年補導員に対するボランティアリーダー研修会を受講し、研修修了者が関係機関・団体（PTA・保護司会等）を牽引・展開することで主体的な取組が促進されており、効率的な非行防止対策が図られている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 立ち直り支援に従事する少年警察学生サポーターは、対象少年の居住地の近隣から選定することにより、旅費の削減を図っている。また、就学支援やスポーツ活動等、少年警察学生サポーターの特技や能力を活かせるものを企画し、効果的な支援活動に繋がっている。
- ・ スクールサポーターは、管内の学校の中から児童生徒の問題を抱える学校に重点を置いた活動を展開し、限られた人員（各警察署1名）で効率的な非行防止対策を講じることができている。また、年に2回実施している研修会のうち1回をWeb研修会で受講させ、旅費の削減を図っている。
- ・ 少年補導員は4地区で開催される研修会に4年に一度参加することとなっており、研修会を受講した少年補導員が各地区に持ち帰り、受講していない少年補導員に対するフィードバック教養を行うことで研修会の波及効果を高め、また旅費の削減を図っている。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	99,217	102,637		時間	64,821	64,821	
（うち一般財源）	99,011	102,214		人件費（千円）	261,751	261,751	

5 見直しの内容

継続 () 拡充

改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）

一部改善

縮小 ()

終了 () 完了

再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ()

【上記の理由】

- ・ 刑法犯少年検挙補導人員や再犯者数、非行者率など数値的には改善傾向にあるが、全国的に見れば本県の少年非行情勢は依然として高水準（令和4年の全国順位：刑法犯少年検挙補導人員第5位、非行者率第6位、再犯者数第5位）で推移している。
- ・ 刑法犯検挙補導人員のうち触法少年の占める割合が高い等少年非行が低年齢化しており、また大麻乱用で検挙される少年が急増し、中学生まで乱用が広がるなど、県下の薬物情勢は深刻化している。
- ・ 令和4年度県民ニーズ調査において、「行政に対して防犯・交通安全対策面で力を入れて欲しいこと。」の10項目のうち、「子どもや女性、高齢者を犯罪から守るために取組の推進」が33.2パーセントと最も多い。

【見直し内容】

(部局間の調整・連携)

必要な研修の実施により、スクールサポーターの学校訪問活動を活性化させ、学校との更なる連携強化を図ることにより、児童生徒の非行防止やいじめ問題等、様々な少年問題への対応の強化を図る。

(その他)

- ・ 少年の非行防止、健全育成を図るため、地域の実態に即した効果的な街頭補導活動を推進する。
- ・ 県民に対して立ち直り支援の重要性・必要性についての周知を図り、地域住民や関係機関・団体等との連携を強化するほか、少年の特性や取扱いに専門的知見を有している少年サポートセンター職員を中心とした立ち直り支援活動を推進する。
- ・ 平成25年4月から開始した福岡県少年警察ボランティア協会による支援型自動販売機事業（収益事業、R4時点で41団体、42台を設置）を推進し、財政基盤の安定及び活動の充実を図る。